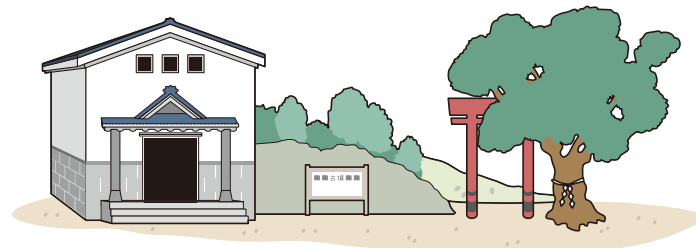


— 景観重要建造物・景観重要樹木の指定 —

地域を象徴する建物や樹木、地域のシンボルとなっている建物や樹木、地域の中で重要な位置にある建物や樹木等については、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物・景観重要樹木に指定して外観を保全していきます。



— 屋外広告物の制限 —

屋外広告物法や静岡県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規模、形態、意匠について規制誘導していきます。

また、本市の地域性を踏まえた規制誘導を行うため、規制地域や許可基準などを検討し、磐田市屋外広告物条例を定めていきます。



— 景観重要公共施設の整備 —

地域の景観形成において重要な道路や河川、市のシンボルになる公共施設については、景観重要公共施設に位置づけ、まちや地域のイメージづくりに果たす役割やまち並み形成への波及効果等を考慮しながら、うるおいや美しさを感じられる施設整備を進めます。



— 景観農業振興地域整備計画の策定 —

景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ良好な営農条件の確保を図るべき地区については、必要に応じて、地区住民との協議を経ながら、景観農業振興地域整備計画を策定します。



磐田市建設部 都市計画課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
 電話 0538-37-4907 FAX 0538-36-2459
 メール toshikei@city.iwata.lg.jp

磐田市景観計画の概要

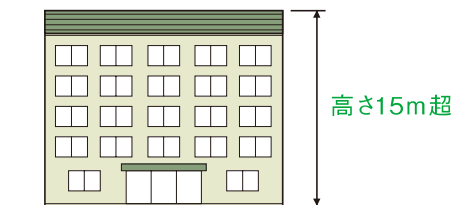
— 良好な景観の形成のための行為の制限 —

届出対象行為

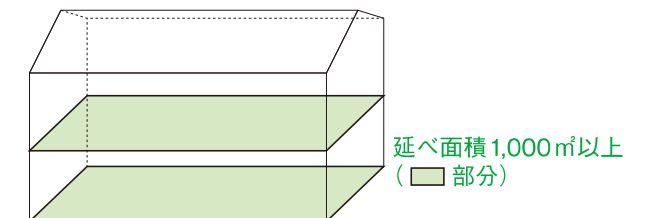
① 建築物

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記のいずれかに該当するもの。(当該建築物に付帯する工作物を含む。)

ア. 高さ15mを超えるもの



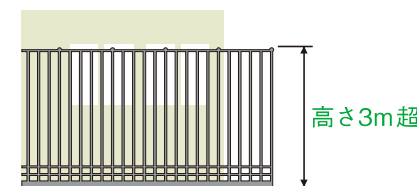
イ. 延べ面積1,000㎡以上のもの



② 工作物

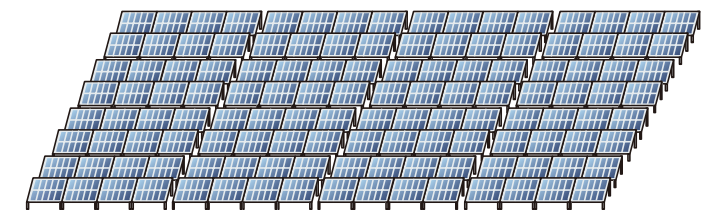
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、下記のいずれかに該当するもの。

ア. 高さ3mを超える垣・柵・擁壁など

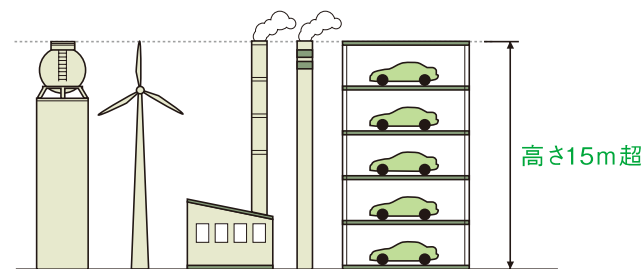


イ. 1,000㎡以上の太陽光電池パネル

モジュールの面積1,000㎡以上



ウ. 高さ15mを超えるもの

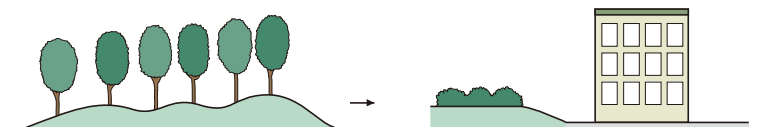


- (1) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- (2) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (3) 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの
- (6) 電波塔、送電用鉄塔、風力発電施設その他これらに類するもの
- (7) 駐車施設、遊戯施設その他これらに類するもの

③ 開発行為

建築物の建築や工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更で、下記のいずれかに該当するもの。

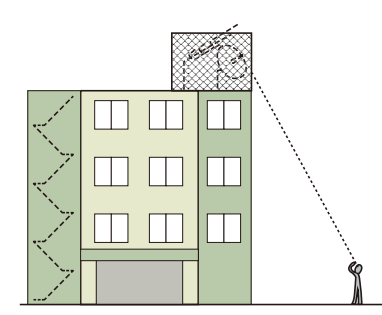
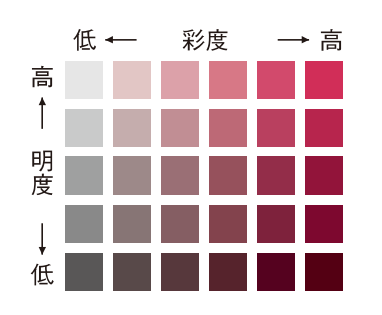
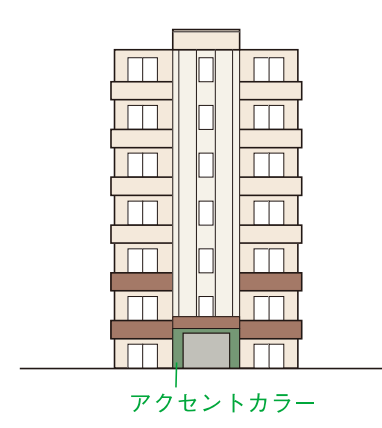
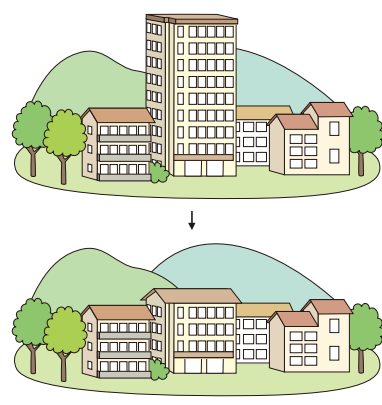
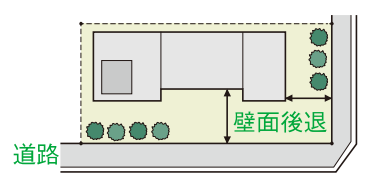
- ア. 都市計画区域内 3,000㎡以上
- イ. 都市計画区域外 10,000㎡以上



景観形成基準

建築物・工作物

項目	基準	イメージ												
配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等公共施設に面する壁面等を後退し、修景や植栽等のための空間を確保する。 													
外観	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 背後の自然景観や周辺のまち並み景観を阻害しない高さとする。 												
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 背後の自然景観や周辺のまち並み景観と調和した屋根形状(勾配・向きの統一)とする。 周辺のまち並み景観との統一感や連続性を高める形態とする。 												
壁面デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した壁面デザインとする。 圧迫感を軽減するため、単調な大壁面とならないようにする。 													
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物の外観の色彩は、マンセル値において、下記の表の範囲とする。なお、背後の自然景観や周辺のまち並み景観との調和に努め、特に住宅地においては彩度を抑える等の配慮を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 0R～10R</td> <td rowspan="4">3.0以上</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>② 0YR～10YR</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>③ 0Y～5Y</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>④ 上記以外</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次の事項については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材、土壁、ガラス等の素材本来が持つ色彩 見付面積の5分の1未満の範囲の部分の色彩 地域の景観特性を表すもの その用途や構造上、基準にそぐわないもの <ul style="list-style-type: none"> 色数は全体で5色以内となるように努める。 アクセントカラーは、できる限り低層部で使用する。 	色相	明度	彩度	① 0R～10R	3.0以上	4.0以下	② 0YR～10YR	6.0以下	③ 0Y～5Y	4.0以下	④ 上記以外	2.0以下	<p>アクセントカラー</p>
	色相	明度	彩度											
① 0R～10R	3.0以上	4.0以下												
② 0YR～10YR		6.0以下												
③ 0Y～5Y		4.0以下												
④ 上記以外		2.0以下												
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設ける設備(給排水管、ダクト、受水槽、冷却塔、アンテナなど)は、外部から見えにくい場所に設置する。または、目隠し等により見えにくくする。 外壁に取付ける設備や配管、あるいは、屋外階段や立体駐車施設等は、建築物と一体的な外観とする。 太陽光発電設備の太陽電池パネルは、反射が少なく模様が目立たないものを使用し、周辺のまち並み景観との調和に努める。 													



項目	基準	イメージ
外構	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場や駐輪場、電気室や機械室、ごみ置き場等は、道路等から出来る限り見えにくい配置、または、緑化や修景による目隠しに努める。 	
外柵や壁・門柱・門扉	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体や周辺のまち並み景観と調和するよう形態や色彩を工夫し、圧迫感のないものとする。 	
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の既存樹木は、保全に努める。 周辺植生に合わせる。 敷地内の緑化や花による修景に努める。 	

開発行為

項目	基準	イメージ
現状地形の維持	<ul style="list-style-type: none"> できる限り現状の地形を生かし、地形改変が最小限になることに配慮した造成をする。 	<p>切土造成</p>
法面	<ul style="list-style-type: none"> 長大な法面が生じないように努め、周辺に圧迫感を与えないようにする。 法面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化を行う。 	
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 長大な擁壁が生じないように努め、周辺に圧迫感を与えないようにする。 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮し、必要に応じて緑化などを行う。 	

※景観形成基準については、届出対象行為に該当しないものにおいても、配慮するよう努めてください。